

平成25年(ワ)第117号 不法行為に基づく損害賠償等請求事件

原 告 吉 川 豊 外10名

被 告 学校法人ロザリオ学園 外9名

平成28年9月6日

松山地方裁判所西条支部

民事合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅野 晋

弁護士 山本 雄一朗

準備書面(12)

第1 被告らの責任の背景事実

一、本件事故当時の被告らの職責・役職等について

1、学校教育法上の、園長、教諭らの職責

(1) 学校教育法第27条1項は、「幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならぬ。」と定めている。また、同条第2項は、第1項に定めるものほか、「主幹教諭」などの職員を置くことができると定めている。

被告近藤は、この「園長」に、その余の被告はこの「教諭」に該当する。

なお、同条項では、幼稚園には「教頭」を置かなければならぬことになっているが、西条マリア幼稚園では、誰がこの「教頭」にあたるのかは不明である。

(2) また同条は、園長らの職責について次のように定めている。

- ・「園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。」(4項)
- ・「主幹教諭は、園長……略……を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並

びに幼児の保育をつかさどる。」（7項）

- ・「教諭は、幼児の保育をつかさどる。」（8項）

2、被告ロザリオ学園が経営する西条マリア幼稚園における、被告らの地位

① 被告近藤恵津子は、西条マリア幼稚園の園長であった。

② 被告村上玲子は、西条マリア幼稚園の教諭であるが、「主任」として園長を補佐する立場にあった。

また、（ ）が属していた「つき組」の担任教諭であった。お泊まり保育では、（ ）が属していた「ほしグループ」の担任であった。

③ 被告越智亜里（おちあやり）は、西条マリア幼稚園の教諭であり、黒木結羽が属していた「ゆき組」の担任教諭であった。

被告越智は、本件お泊まり保育について、計画責任者であり、平成24年4月上旬にふれあいの里まで下見に行っている。また同被告は、本件お泊まり保育の実施の際の進行の責任者であった。

④ 被告寺西香代子は、西条マリア幼稚園の教諭であり、故慎之介、新名航太郎、（ ）が属していた「ほし組」の担任教諭であった。

⑤ 被告別宮瑠美（べっく るみ）は、西条マリア幼稚園の教諭であり、「はな組」の担任教諭であった。

⑥ 被告篠田ひとみは、西条マリア幼稚園の教諭であった。お泊まり保育では、故慎之介、（ ）が属していた「リボングループ」の担任であった。

⑦ 被告石川正子（いしかわ しょうこ）は、西条マリア幼稚園の非常勤の助教諭であった。

⑧ 被告藤井さおりは、西条マリア幼稚園の非常勤助教諭であった。

二、危険防止に関する被告ロザリオ学園の規則類

1、「就業規則」

（1）被告ロザリオ学園の就業規則の前文は、次のように定めている。

「本学園の教職員は、この建学の精神を深く理解し、常に教育の崇高な使命を自覚して、本園の教育理念の達成のため、誠実・寛容・奉仕の精神をもって一致協力し園の運営と保育の向上に寄与することによって、個人ひいては人類社会の福祉の向上に貢献することを要望される。

このため、本園の教職員は、この就業規則の定めるところに従って、

誠心誠意職務に専念しなければならない。」

なお、就業規則において「教職員」とは「教諭、助教諭……」をいうものとされている。（第2条）

(2) そして同就業規則第24条は、教職員の服務について次のように定めている。

「第24条 教職員は、服務にあたって次の事項を守らなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 常に幼児の安全に気を配り、危険の予防と防止に努めること」

2、「危機管理マニュアル」

(1) また被告法人が定めた「危機管理マニュアル」（乙3号証の2・1頁）は、次のように定めている。

「1. 本学園の危機管理の基本方針

危機管理の必要性

◎ 幼稚園は、幼児が安心して学び、教職員が安心して保育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、ときとして幼稚園の安全を脅かす事件・事故が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。

危機管理の目的

- 1 幼児や教職員の命を守る。
- 2 危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ。
- 3 万一、事件・事故が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。」

(2) そしてこの危機管理マニュアルは、「危機管理体制組織表と教職員の役割分担」との表題で、次のように定めている。（2頁）

①まず「園長、主任」の担当とする「活動内容」として、「全体の統括」との表題のもとに、「安全管理に関する事項（施設設備の点検、幼児の安全確保に関する点検など）」の「全体の統括」をすることが定められている。

②次に「教職員」の担当とする「活動内容」として、「施設・設備の点検、

「幼児の安全確保に関する点検」「幼稚園安全委員会の企画・運営」などが定められている。

すなわち、園児の安全確保については、「園長、主任」を全体の統括責任者として、教職員全員がその任に当たることが定められているのである。

(3) 更に、この「危機管理マニュアル」は、園外活動における危機管理について次のように定めている。

「1 3. 園行事の体制等（園外活動）

1 計画の作成

(1) 場所等の選定については、地理的な状況や交通機関等、計画を作成する段階で、必ず下見を行い、危険箇所についてチェックする。

(2) 経路や活動場所智悪の公衆電話、救急病院及び警察署の場所、住所、電話番号を確認し、必要に応じて連絡する……」

2 事前準備等

(1) 略

(2) 当日の対応

ア、緊急時は、主任が全体の指示を行い、それに従って担任は安全を守る。

(以下略)」

3、園児らの安全確保のための被告らの職責

以上のように、園長、教諭である被告らは、就業規則上も「常に幼児の安全に気を配り、危険の予防と防止に努める」義務を負担しており、また危機管理マニュアル上も、「危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ」職責を負っていたのである。

三、過去のふれあいの里でのお泊まり保育

西条マリア幼稚園が、ふれあいの里でお泊まり保育をするようになったのは、平成4年頃からであった。本件事故が発生した平成24年の前3年は、次のような実施状況であった。

・平21. 7. 17実施 園児11名 教諭6名 被告別宮計画

- ・平22.7.20実施 園児23名 教諭6名 被告別宮計画
- ・平23 台風のため中止 被告越智計画

第2 本件お泊まり保育の準備

一、お泊まり保育に至る園内での準備・打合せと打合せ内容

1、計画・実施責任者

本件のお泊まり保育の計画及び実施責任者は、被告越智であり、お泊まり保育の当日の進行責任者も被告越智であった。

被告越智は、ふれあいの里でのお泊まり保育の計画は、本件お泊まり保育で4回目であった。

本件お泊まり保育の計画の立案に際しては、被告寺西も被告越智に協力して行った。

2、お泊まり保育の準備・打合せ等

お泊まり保育の実施まで、西条マリア幼稚園では、時系列的に概ね次のような準備・打合せ等がなされた。

- ・平成24年2月頃 電話で、ふれあいの里に宿泊の予約。
- ・同年 4月上旬 被告越智が、ふれあいの里の下見に赴く。
- ・同年 6月 お泊まり保育の中で行う活動内容について、教諭達が3～4回、1回当たり1時間程度打合せ。
→・園児を ピカチュー、リボン（篠田）、ほし（村上）、さくら にグループ分け。
- ・持参する品物の必要性について話し合い、救急セット、食材、包丁・まな板、スイカ割りに使う段ボール等の準備をした。
- ・同年 7月3日 保護者説明会（被告越智が、保護者にお泊まり保育について30分程度説明。園長は出席していない。）
- ・同年 7月14日 園長及び教諭全員で、約2時間程度、お泊まり保育について打合せ。この際に、各教諭の配置・担当を決めた。
- ・同年 7月20日 西条マリア幼稚園からふれあいの里に出発する際、

被告近藤と被告越智が、他の教諭に対し「安全に気をつけるように。」との注意をした。

3、教諭達の打合せの内容

(1) 教諭達は、被告越智が進行役になって、被告越智が立てたお泊まり保育の行事の実施についての打合せをした。

その打合せの内容は、お泊まり保育の行事表に従って、当該行事の担当教諭を誰にするかとか、園児のグループ分け、その担当教諭の選定、その行事に必要な品物、救急セットその他持参すべき物品の選定など、お泊まり保育で行う行事の準備の打合せに終始した。

(2) 川遊びについては、「川に入る前にサンダルをぬがせる。」とか、「グループ順に並んで川に入る。」といったことを話していたが、川遊びの際の危険防止や、川からの避難方法についての話は全くなかった。また、川遊びの際に、教諭達をどのように配置して園児を監視するかについても、全く話し合いされなかった。

(3) 危険防止のために必要な、現場の地形、天候、水量、水深、増水した場合の対処法、河原からの避難通路、事故発生の場合の対処、救急病院の位置・連絡先等々確認など、危険の防止の為の打合せは何一つとして為されなかった。

(4) また、教諭達は誰がどの程度の水泳能力を持っているかについて、互いに全く知らなかつたが、これについて確認するということも為されなかつた。

二、被告越智は何を「下見」したのか

1、被告越智は、本件お泊まり保育の計画責任者であり、同被告が主となって本件お泊まり保育の計画を立てた。

2、平成24年4月上旬、被告越智は、お泊まり保育のための「現地調査」をしたが、その際、川遊びをする予定であった加茂川の河川敷についての調査は、被告越智は、「お泊まり保育当日に調べれば良い。」と考えてこの「現地調査」の際は行わなかつた。

この「現地調査」の結果について被告越智は、園長である被告近藤にも、主任である被告村上にも報告していなかった。

また、被告近藤も被告村上も、被告越智に対し、現地調査の報告を求めなかつた。

3、危機管理マニュアル（乙3号証の2・16頁）では、「園行事の体制等（園外活動）」の際には、「場所等の選定については、地理的な状況や交通機関等、計画を作成する段階で、必ず下見を行い、危険箇所についてチェックする。」と定められているが、被告越智は、川遊びが予定されている加茂川の河川敷や水流などの「危険箇所」と想定される箇所の「チェック」をしていない。

また被告近藤も被告村上も、被告越智に対し現地調査の報告を求めなかつたため、危険箇所のチェックが為されたかどうか知らないままであった。

三、天気予報の確認

1、被告近藤は、本件お泊まり保育の数日前から、西条マリア幼稚園で講読している愛媛新聞の天気予報等を見ていたが、降雨量や雨雲レーダーを確認することはしていなかつた。

また、主任の被告村上や、本件お泊まり保育の計画責任者である被告越智に対し、天気予報や降雨量、雨雲レーダーに注意を払うようにとの指示もしなかつた。

2、被告村上は、平成24年7月中旬頃から、お泊まり保育当日の天気がどうなるか気になって、西条マリア幼稚園で講読している愛媛新聞の天気予報等を見ていた。

3、被告越智は、お泊まり保育の1週間ほど前から毎日、インターネットや新聞で天気報を確認していた。特にインターネットでは、西条市内や石鎚山周辺の天気を調べていたが、上流の石鎚山周辺で雨が降ると川の水が増えるだろうという観点で調べていたわけではない。また、西条市内では雨が降っていないのに、山間部では雨が降っている日もあり、やはり、市内と山間部では天気が違うと思った記憶をもつっていた。

4、被告寺西は、本件お泊まり保育の1週間ぐらい前から天気予報を見ていた。

5、被告別宮は、私自身は、自宅にあるインターネットを見て、お泊まり保育をおこ

なう一週間前の天気を見て、よく雨が降っている事は認識していた。

また、お泊まり保育の前日や当日の朝は、新聞やテレビの天気予報を見ていた

6、被告篠田は、本件お泊まり保育当日、ヤフーの天気予報のサイトにアクセスし、幼稚園のある西条市大町の天気予報を調べたが、降雨量や注意報については調べなかった。また、石鎚山系の天気も調べていない。

7、被告藤井は、本件お泊り保育当日の天気については特に気にしておらず、雨だったか晴れだったかも覚えていないというのであるから、天気予報を調べていないことは明らかである。

8、被告石川についても、本件お泊り保育以前および当日に、当日の天気予報を調べていたという情報はなく、天気について調べなかつた可能性が高い。

四、被告寺西の下見と川遊び場所の決定

1、被告寺西の下見

(1) 本件お泊まり保育の当日、西條マリア幼稚園を出発する際に、被告寺西は被告越智から、ふれあいの里に着いたら川遊びをする加茂川の下見をするよう命ぜられた。そこで被告寺西は、ふれあいの里につくと、2つある石段の下流にある石段をおりてすぐに加茂川の河川敷に降りて川の様子を下見した。

(2) 例年園児を遊ばせる場所は聞いてわかっていたので、まずその様子を調べたが、その場所は水深が深かったのでそこで園児を遊ばせるのは適当でないと考え、河原をさらに上流に向かった。

上流にある石段からさらに少し上流のところに、くるぶしひくらいの深さの浅瀬があったので、被告寺西はそこで園児を遊ばせるのが良いだらうと判断し、その旨を被告村上及び被告越智に伝えた。

(3) ところが被告越智は、園児の遊び場所として被告寺西が選定した場所について、川底が滑るので危ないとの理由で例年の場所にすると主張し、結局は被告寺西が水深が深くて園児を遊ばせるには適當ではないと判断した場所で川遊びをさせることとなった。

(4) その場所は、河原から護岸に向かって次第に深くなっているので、被告寺西は、園児たちが深い護岸の方に行かないようにするために、園児たちが川遊びしてよい範囲を示すロープ（洗濯紐）を張ったほうが良いと被告越智に提案した。

しかし被告越智は、園児たちが遊んでいる周囲に教諭たちを配置するから大丈夫だとの理由で、結局ロープは使わなかった。

このため、園児の中には、護岸のほうまで行った者もいた。

五、上記背景事実から見えてくるもの

1、上記の背景事実から、次のような点が見えてくる。

①被告近藤の怠慢

被告近藤は、いやしくも園長であり「園務をつかさどり、所属職員を監督する。」（学校教育法第27条4項）という立場・職責にある。

そして、本件お泊まり保育は、幼稚園の施設内の保育とは全く異なる環境の山間の峡谷で園児を宿泊させ川遊びさせるのであるから、園内の保育とは異なる種類、程度の危険が生じうることを念頭に置いて、そのような危険を生じさせないような対策、仮に危険が生じたとしても、その危険が重大なものとなるないような対策を講じておくことが被告近藤に課せられていた職責であった。

このためには、被告近藤は他の被告教諭らを指揮して、川遊びをする加茂川の自然環境や、天気予報、ライフジャケットの装着など川遊びをする際の安全対策などの情報を収集し、それに対応して園児の生命・身体の安全を確保するための適切な準備をする必要があった。

しかるに被告近藤は、何もしていない。園長としてのリーダーシップが、まるで何も見えないのである。被告近藤は、教諭たちを指揮することもしていないし、また自らも何もしていない。本件事故は、このような被告近藤の著しい怠慢が大きな原因の1つとなったのである。

②被告村上の怠慢

被告村上は、主任教諭の地位にあり、学校教育法第27条7項の「主幹教諭」であった。そしてその職責は、「園長……略……を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。」というものであるから、被告近藤が園児の安全確保についての職責を果たさないときは、園長に進言・提案

するなどして適切な準備をするようにする職責があった。

また、「常に幼児の安全に気を配り、危険の予防と防止に努めること」は、被告ロザリオ学園の就業規則第24条が定める被告らの服務上の義務でもあった。

このように、被告村上は、園児の安全に常に配慮し危険を防止する義務があったにもかかわらず、何ら園児の生命・身体の安全を確保するための適切な準備をしていない。これは、被告村上の著しい怠慢である。

③被告越智の怠慢

被告越智は、本件お泊り保育の計画責任者であり、実施責任者でもあった。

したがって、お泊り保育において不慮の事故が発生しないように、担当責任者として万全の注意を払うべきであった。しかし被告越智は、何ら園児の生命・身体の安全を確保するための適切な準備をしていない。これは、被告越智の著しい怠慢である。

④その他の教諭たちの怠慢

上記3名以外の教諭たちは、全員が本件お泊り保育の打ち合わせに参加していたから、その際に、お泊り保育において不慮の事故が発生しないように対策を講ずべきことを進言・提案することが可能であったが、それをしていない。

先に述べたように、上記3名以外の教諭たちも、教諭として、就業規則上も「常に幼児の安全に気を配り、危険の予防と防止に努める」義務を負担しており、また危機管理マニュアル上も、「危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ」職責を負っていた。

これは、幼稚園の教諭として当然の職責であるが、これら被告らはこの職責を全く何も果たしていない。これは、これら被告教諭らの著しい怠慢である。

第2 原告らが望むこと

本件訴訟は、言うまでもなく、被告らの過失責任を追及し、損害賠償を求める訴えである。しかし、実は、原告らが本当に求めているのは、そのようなことに限らない。裁判は過去の出来事に焦点を合わせ、過去だけを問題にする。

しかし過去は戻らない。裁判がどのような結果に終わろうが、原告らには虚しい思いが残らざるを得ない。

過去を見つめることによっては、決して心は満たされないのである。

この不幸な出来事を、未来につなげることはできないか。

平成25年6月、原告らは「吉川慎之介君の悲劇を繰り返さないための～学校安全管理と再発防止を考える会」を作り、活動を開始した。

そして、原告吉川豊、吉川優子は、この活動を更に発展させるため、平成26年7月、「一般社団法人吉川慎之介記念基金」（甲137号証）を設立して、子ども達の安全のための組織的な運動を始めたのである。

この記念基金の活動は、「子ども安全学会の運営」、「学校安全管理者を育成するスクーリング事業」、「安全で安心な保育・教育現場をつくるための啓発事業」など多岐に亘っており、平成28年も9月に「日本子ども安全学会第三回大会」（甲138号証）を開催するほか、10月から11月にかけて多彩な有識者を講師陣として「第四期子ども安全管理士講座」（甲139号証）を開催することとしている。

このような活動は、何もしなければまた生ずるに違いない未来の不幸の芽を、今摘み取ろうとする活動であり、過去の不幸な経験をより良き未来につなげるものに他ならない。

もとより被告らは、過去を悔い、失われた命への悲しみを原告らと共有しているであろうが、それだけで良いのか。

この深い悔いの思い、悲しみを、被告らも原告らのように未来につなげることができないか。

悔いであれ悲しみであれ、心の内にあるわだかまりは人をそこに立ち止まらせてしまう。しかしそれで良いのか。

故慎之介の死に誘発された原告らの活動は、「一粒の麦もし地に落ちて死なずば、ただ一つにてあらん、死なば多くの実を結ぶべし。」との聖書の言葉を思い起こさせる。故慎之介君の死をただ一つの死に終わらせず、せめて多くの実を結ぶようになるのが、私たちのつとめではないのか。

原告らは、被告らが、ただ過去を悔い、悲しみを共有するだけではなく、この不幸な経験の渦中にいる他方の当事者として、保育・教育の場等における子ども達の安全・危機管理について広く社会に対し働きかける活動をしてほしいとの願いを持っている。不幸な経験の、まさにその経験者の痛切な声には、人の心を打つ何かがあるだろう。その声には、大きな力があるに違いない。

そして、その力によって、不幸な事故で失われる筈だった子ども達の多くの命が救われることになれば、故慎之介の死に一つの大きな意味があったのだと思えることができる。これこそが、幼い命を失った原告吉川豊、吉川優子にとって、幾ばくかの慰

めとなりうるのである。

原告らは、被告らが、悲しみをただ共有するだけでなく、この不幸な経験の他方の当事者として、その経験を、保育・教育の場等における子ども達の安全・危機管理に生かすよう、積極的に社会に対し働きかける活動をしてほしいとの願いを持っている。

原告吉川豊、吉川優子は、徒手空拳の状態で、ここまで活動をしてきた。被告ロザリオ学園は、キリスト教という精神的バックボーンのもとに、しっかりした組織を持っています。その組織をあげて活動してくれれば、全国の子ども達の安全・危機管理体制の充実へ向けて、力強い一步を進めることができるに違いない。

被告らの経験は大変苦いものと思われ、これをバネに社会に働きかける気持を起こすことはなかなか大変なことかもしれない。しかし、これを内なる経験のままに留めておくばかりでは、この経験はいずれ風化して忘れ去られるばかりである。

故慎之介の死をこのまま風化させるのではなく、多くの実を結ぶ一粒の麦としてその芽を育てていくことこそが、私達や被告らに課された使命であると思われる。

今は、裁判という場において原告らと被告らとが対立しているのであるが、芽吹いた一粒の麦を、被告らにおいても共に育てていってくれるのであれば、まことに意義深いことであり、いずれは原告らの心が被告らと宥和する日が来るようにも思える。これこそが原告らが望んでいることなのである。

以上